

令和5年5月29日招集

第36回

定例総会議事録

加茂市農業委員会

第 36 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和5年5月29日午前9時30分から下記議案審議のため第36回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第 110 号議案 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 111 号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 112 号議案 農用地利用集積計画に対する可否決定について
- 第 113 号議案 あっせん譲受等候補者の登録について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木 君		3番 長谷川正典 君
4番 坂内長市 君	5番 佐藤愛子 君	6番 今井和幸 君
7番 飯岡佐治雄 君	8番 加茂重夫 君	9番 近藤サチ子 君
	11番 渡邊繁明 君	12番 笠間栄一 君
		15番 小柳成吾 君
16番 坂上辰彦 君	17番 増井敬治 君	18番 浅川和夫 君
19番 永井尚文 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

2番 西村修市 君	10番 吉村陽介 君	13番 梅田守康 君
14番 坂上武久 君		

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 番場 勇君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久君
須田1番 高橋正明 君	須田2番 牛腸利生 君	

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 太田 憲之 君	次長 大竹 久範君
------------	-----------

(開会時刻:午前9時30分)

議長(永井尚文君)

おはようございます。

本日はご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは議事に入ります。

報告いたします。

本日欠席の通告がありました農業委員は、2番西村修市君、10番吉村陽介君、13番梅田守康君、14番坂上武久君であります。

ただ今の出席農業委員数は、15名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第36回定例総会を開会いたします。

なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、加茂1番近藤喜作君であります。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、17番増井敬治君、18番浅川和夫君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議長(永井尚文君)

それでは議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員で行いますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第110号議案

「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長 太田です。

それでは、議案の1ページをお開きください。

【議案第110号朗読後、説明】

番号1の譲渡人は、高齢になり維持管理が困難な状態にあり、当該農地の引受者をさがしていたところ見つかったため許可申請が行われたものです。

申請地は、七谷小学校の対岸の山際に位置する水田です。

この申請について、許可要件を満たしているか譲受人の経営状況を確認いたしますと、農業経営では、譲受人に年間150日以上農業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。以上によりまして、番号1の案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

つづきまして、番号2について説明いたします。

申請地は申請人を含む4名の共有となっています。このたびの許可申請は、共有者1名の持ち分を売買により譲受人に移転・集約し整理するためのものです。

申請地は、第三平成園の南側 [REDACTED] の位置にあり、加茂市温水プールに通ずる市道に面して所在しています。

この申請について、許可の要件を満たしているか譲受人の経営状況を申請内容により確認いたしますと、譲受人の現在の経営面積は、許可要件の下限とされる50アールを上回っています。農業経営では譲受人に年間150日以上の農作業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

申請地は現在譲受人が耕作しており、権利移転後もこれまでと同様の作付けが行われる予定です。また、今後も順次譲受人以外の持分を譲受人に集約する予定でいるとのことでした。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

以上によりまして、番号1及び2の案件につきましては農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

なお、番号2については、令和4年5月定例総会にて同じ地番で今回同様持分の売買について可とする議決を得ております。現地調査については農業委員による確認を省略し、事務局で現地確認をしたところ畑として利用されていることを確認しております。

説明は以上となります。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

6番 今井委員。

6番(今井和幸君)

6番、今井です。

5月18日に小柳委員と、番号1の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

申請地では、水稻が耕作されており、一部保全管理となっておりますが、許可後は譲受人が耕作を引き継ぐことになっています。

現状で周辺の田の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を

議長(永井尚文君)

生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第 111 号議案

「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局(太田憲之君)

それでは、事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長 太田です。

それでは、議案の 2 ページをお開きください。

【議案第 111 号朗読後、説明】

番号 1 は、申請人が宅地分譲することを目的に転用許可申請が行なわれたものです。

配布してある第 111 号議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の 1 ページをご覧ください。

申請地は、新栄町に所在しています。2 ページの案内図をご覧ください。周辺に農地はほとんどなく、道路や宅地、工場に囲まれています。3 ページの更正図をご覧ください。申請地は太枠で囲まれた位置となります。南東側が市道に面しており、申請地の出入り口となります。4 ページの利用計画平面図・排水計画平面図をご覧ください。計画では 8 棟の宅地造成と中心に道路を整備する計画となっており、上下水道は共に隣接する市道に設置された水道及び下水道に接続し、雨水排水については市道脇の水路へ放流する計画となっています。

この申請案件の内容を農地転用に関する許可基準により確認しますと、

まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、都市計画法の規定により定められた都市計画で、準工業地域の用途指定がされた地域に所在する農地であることから、第 3 種農地と判断され転用可能な農地です。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」及び金融機関から発行された残高証明の記載内容から、資金の調達が可能であることが確認できましたので事業実施可能であると考えられ、適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定月から工事期間を設定しており、許可後すぐに着工する見込みであることが確認できることから、確実であると判断できます。

なお、許可基準では、土地の造成のみを目的とする転用は、最終的な土地利用の形態とならないことから、申請地を申請に係る用途に供する確実性がないと判断され許可は認められておりませんが、都市計画の用途指定がされている地域における造成のみの転用は例外的に認められています。この案件は、用途地域内での造成事業で例外規定に該当することから、許可可能です。

「計画面積の妥当性」については、造成する宅地の1区画当たりの面積から見て、一般住宅の建築敷地として妥当であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の北東側に水路が隣接しますが、雨水や汚水の適切な処理による被害防止措置が計画されており、現地調査で事業実施による周辺農地への支障は生じないものと判断できます。

なお、申請地を事業区域とする加茂郷土地改良区から申請地での転用許可実施については、差し支えないとの意見が出されています。

以上によりまして、この案件は、転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

説明は以上となります。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

近藤委員をお願いします。

9 番(近藤サチ子君)

9 番近藤です。

現地の調査を吉村委員と5月18日に行なってまいりましたので、その内容をご報告いたします。

番号1の申請地について報告します。

申請地は工場及び住宅街の中にある農地でした。昨年は水稻の作付が行われており、管理が行われている様子でした。申請地が面する市道側の水路と北東側の水路には、汚水や雨水の排水先となる排水路が設置されており、また、それ以外の周囲には土留めが設置され、現況で周辺地への土砂等の流出は生じていませんでした。申請地の南東側に面する市道には、汚水の放流先となる下水道の所在を確認しました。申請地の東側に一部休耕となっている農地が隣接していましたが、農地との間にはコンクリートの土留めが設置されており、申請地からの土砂等の流出は生じていない事を確認しました。

以上の現地の状況及び転用事業の計画内容から見て、適正に事業が行われた場合は、転用事業の実施による周辺地等への支障が生ずる恐れは無いものと考えられ、許可相当と判断してまいりました。

以上で報告を終わります。

議長(永井尚文君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(しばらく声なし)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第 112 号議案

「農地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

なお、須田 2 番 高橋正明推進委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限に準じて、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(須田 2 番 高橋正明推進委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長 太田です。

それでは、議案の 3 ページをお開きください。

【議案第 112 号朗読後、説明】

別冊の「農用地利用集積計画令和 5 年 6 月 10 日公告」の内容につきましては、次のページから各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第 112 号議案関係 参考資料 1 及び参考資料 2 の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料 1、2 による説明)

参考資料 2 の 1 ページの整理番号利-5-106、107 については、農地中間管理事業による利用権設定及び貸付けとなります。

説明は以上となります。

議長(永井尚文君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

退席推進委員の着席をお願いします。

(須田 2 番 高橋正明推進委員着席)

退席推進委員に報告します。本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

次に、第 113 号議案

「あっせん譲受等候補者の登録について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長 太田です。

それでは、議案の 4 ページをお開きください。

【議案第 113 号朗読後、説明】

あっせん事業における農地の受け手となるためには、「加茂市農業委員会農

<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>地移動適正化あっせん基準」第3に定める農用地等の権利取得者の要件である基準面積及び資本装備の水準を満たし、「あっせん譲受等候補者名簿」に登録された者でなければなりません。</p> <p>番号1の申請人は、経営の規模拡大と安定化を目標としており、その目標の達成のため名簿登録の申請が行われたものです。</p> <p>申請内容を確認しますと、現在の経営面積は、あっせん基準で定められた水稻＋露地野菜の基準面積、水稻110アール、露地野菜12aを超えており、経営に供する資本装備も確保されています。</p> <p>以上の事柄から申請人があっせん譲受等候補者名簿に登録できる要件を満たしているとは判断されます。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(しばらく声なし)</p> <p>ないようですので、農業委員による採決をいたします。</p> <p>本議案について、申請者「あっせん譲受等候補者」として登録することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員の挙手あり)</p> <p>挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の議案は全部終了いたしました。</p> <p>(議案審議終了午前9時58分)</p>
<p>議長(永井尚文君)</p> <p>事務局(太田憲之君)</p> <p>議長(永井尚文君)</p>	<p>これより、報告案件をお願いいたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局長 太田です。</p> <p>議案の5ページになります。</p> <p>【報告第1号朗読】</p> <p>【報告第2号朗読】</p> <p>報告は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(しばらく声なし)</p> <p>ないようですので、以上をもちまして報告案件は終了いたします。</p>
<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>次に、事務報告をお願いいたします。</p> <p>令和5年4月28日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。</p> <p>(事務報告)</p> <p>【議案7ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】</p> <p>以上で事務報告が終わりました。</p> <p>報告のありました事項について、ご質問ご意見はございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第 36 回定期総会を終了いたします。

(閉会時刻:午前 10 時 9 分閉会)

令和5年5月29日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

17 番 委 員

.....

18 番 委 員

.....